

参考

関川村 農地（田）賃借料情報

令和 4 年 3 月
関川村 農業委員会

関川村農業委員会では、農地法第 52 条に基づき農地の賃借料を公表しています。
データは、令和 3 年 1 月から令和 3 年 12 月に締結（公告）された契約の賃借料から算出したものです。

賃借料を決定する際は、この賃借料情報を参考に、圃場条件（日照や水利等）を踏まえ両者で十分な話し合いを行い、お互い納得の上、決定してください。

- ※ データの中には、土地改良区の維持管理費等を含めて支払う契約もあります。
- ※ 平均に比べ著しく低額、または高額な取引（平均±7割を超えるもの）は除いています。
- ※ 金納については、100 円未満を四捨五入してあります。

(10aあたり)

地区名	区分	平均	最高	最低	最 多		全データ数
					金額・数量	データ数	
両 関 四ヶ字	金納	11,700 円	12,000 円	11,400 円	11,600 円	32 筆	44 筆
	物納	60 kg	90 kg	45 kg	60 kg	55 筆	69 筆
霧 出	金納	13,300 円	16,000 円	6,000 円	12,500 円	29 筆	43 筆
	物納	54 kg	65 kg	28 kg	55 kg	133 筆	214 筆
七ヶ谷 九ヶ谷	金納	6,300 円	10,000 円	5,000 円	5,000 円	39 筆	58 筆
	物納	27 kg	45 kg	10 kg	30 kg	38 筆	77 筆
湯 沢 川 北	金納	11,900 円	14,600 円	8,400 円	13,100 円	21 筆	106 筆
	物納	59 kg	80 kg	38 kg	60 kg	41 筆	67 筆
女 川	金納	10,400 円	15,000 円	5,000 円	10,000 円	53 筆	204 筆
	物納	47 kg	62 kg	30 kg	50 kg	7 筆	18 筆

【契約期間中の方へ】

- 以下の契約をされている方は、ご注意ください。
「転作を加味する契約としている」⇒ 平成 30 年から生産調整が廃止になり、現在は小作料の合計額（数量）のと通りの支払となります。
- 契約期間中に、契約内容（賃借料等）を見直し、変更することは届出により可能です。（借り手・貸し手の両者合意が前提となります。）
※ 契約内容を変更したい方は、農業委員会へご相談ください。

農地中間管理事業を活用した貸借契約について

- 農地中間管理機構（新潟県農林公社）との貸借契約を行う場合は、「金納」扱いとなります。
※契約年数は、5年以上の設定になります。
- 現在、契約中の方で契約内容（賃借料）を変更したい方は、申出手続きが必要です。
□申出の受付：4月～6月中旬に貸手・借手双方合意の上、農業委員会へ申出書を提出。
※申出書は、農業委員会事務局へお問い合わせください。
（受理後、新潟県農林公社へ送付。後日、公社から貸手・借手に申出同意通知が送付されます。）